甲府市新型コロナ感染拡大予防ガイドライン (中道スポーツ広場及び体育館)

令和2年5月 (令和2年6月27日改訂)

(令和3年1月20日改訂)

(令和4年7月5日改訂)

(令和5年3月13日改訂)

中道スポーツ広場体育館の利用再開にあたり、新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止のため、次のとおり、ガイドラインを定める。

【1.3密の回避】

(1) 換気設備の設置等(「密閉」の回避)

- ① 一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備は常時稼働させるとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- ② 2方向の窓・扉を全開させる。全開が難しい場合は、30分~1時間に1回活動を休止し、10分程度の換気を行う。

(2) 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避)

- ① 利用時間や利用者数は最小限とするように促す。
- ② 更衣室、ロッカー等においては最低1m(マスク着用のない場合は2m) の対人距離を確保することとし、距離が確保できなくなる人数の入室を 禁止する。出来る限りゆとりを持たせ、人と人が触れ合わない距離での 間隔を確保し、他の利用者との密になる事を避ける

(3) 人と人との距離の確保(「密接」の回避)

- ① 最低 1 m (マスク着用のない場合は 2 m) の対人距離を確保する。 運動、スポーツの種類に関わらず、運動、スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から周囲の人と適切な距離を確保すること
- ② 近距離での会話や発声を避けるよう求める。
- ③ 大声での会話、応援は行わないよう求める。

【2. その他の感染防止対策 】

(1) マスクの着用

① マスク着用について、利用者に協力をお願いする。ただし、運動中にマ スクを外す場合は、適切な距離(2m程度)を取るように促す。</u>は個人の判断 に任せる

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 職員は定期的に、手指消毒、手洗いを実施する。また、職員は業務開始 時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指 を消毒する。
- ② 利用者には入場時の手指消毒を励行する。

(3) 体調管理とチェック

- ① 職員は、「甲府市職員の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応について(第2版)(第4版)に基づき、毎朝検温し、高熱や息苦しさ等だけでなく、風邪の症状がある場合は、症状が消失するまで休暇を取得するなど、適切な対応を行う。体温は日誌に記入する。
- ② 利用者は必ず事前に体温を測り、発熱(平熱より1°C以上を目安とする)、 風邪症状(せきやのどの痛みなど)、嘔吐・下痢等の症状がある場合は利 用しないように呼びかける。

(4) トイレの衛生管理

- ① 不特定多数が接触する場所 (便座、スイッチ、洗浄レバー等) は、市販の漂白 剤や消毒用アルコールを用いて清拭消毒を利用前後に行う。
- ② 障がい者用トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

(5) ロビー等共有スペースのリスク軽減

- ① 度に休憩する人数を減らし、対面での会話を避ける。(体育館入口ソファ の着座も2mの対人距離を確保する。)
- ② 水分補給以外の飲食は全ての場所で禁止する。
- ③ 常時換気を行う。い共用する物品は利用前後に清拭消毒を行う。

(6) 喫煙スペースの使用制限

① 喫煙は全ての場所で禁止する。

(7) 清掃・消毒

- ① 職員はロビー等の共有スペース等を出勤時及び退庁時に清拭消毒を行う。 また、利用者は他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を市販 の漂白剤や消毒用アルコールを用いて利用前後に清拭消毒する。
 - トイレの便座、スイッチ、洗浄レバー、屋内施設のドアノブ、電気スイッチ、 夜間照明スイッチ、鍵など
- ② ゴミは、全て利用者が必ず持ち帰る。

(8) チェックリストシート作成・確認、報告

- ① 感染症の感染拡大予防対策を適切に講じるため、各項目についてチェックリストを作成する。
- ② 受付を行う公民館でチェックシート、施設設備の消毒液の作り方を配布し、利用代表者に説明する。
- ③ チェックシートの確認事項を、利用代表者と管理指導員が相互に確認し、 利用代表者が管理指導員に提出する。
- ② チェックシートは利用代表者が作成し、2週間程度保管するとともに、 提出を求めた際に提出できるようにする
- ④ チェックシートは、管理指導員は毎月の利用実績等と一緒にスポーツ課 ~提出する。チェックシートの報告がないときは、スポーツ課へ報告する。
- ⑤ チェックシートの報告ない団体は、利用代表者へ連絡し、当分の間、 時利用を停止とする。

(9) (8)施設ごとの注意点等

- ① 体育館内の利用者数は220人までとする。
- ② 利用者はチェックシートで掲げる事項のほか、本ガイドライン及び国に おいて示された競技別ガイドラインを遵守すること。
- ③ 利用終了後2週間以内に新型コロナウィルス感染症を発症した場合は、 速やかにスポーツ課へ報告すること。